

ぐるっと花巻再発見!

「イーハトーブの先人たち」

市内五つの文化施設で「イーハトーブの先人たち」をテーマに共同企画展を開催します。各施設を巡り、ふるさとの先人や功績を学んでみませんか。

会期 12月9日(土)～平成30年1月28日(日)

◆入館料・休館日

施設により異なります

※小中学生や市内在住または在学の高校生、富士大学生は「まなびキャンパスカード」(ふるさとスポーツ)や「学生証」の提示で無料。小学生と特別支援学校の

児童・生徒1人につき保護者1人も無料になります

◆スタンプラリー

共同企画展の会期中、開催館5館のうち3館のスタンプを集めた人に記念品を差し上げます。



▲大迫の市日と伝二世 大信田源右衛門像

◀石碑「痴翁墓碑銘」



▼寺島貞志「憩える農婦」



◀高村光太郎「リンゴばたけに」



◀及川全三と和染め和紙標本

共同企画展

施設名	内容
花巻新渡戸記念館 (☎31-2120)	稲造の曾祖父・新渡戸 維民 これたみ 新渡戸維民の遺徳をしのんだ弟子たちにより、雄山寺に建立された石碑「痴翁墓碑銘」など、維民の足跡を紹介します。
萬鉄五郎記念美術館 (☎42-4402)	寺島貞志<戦後の歩み>展 戦火から逃れるため、昭和20(1945)年に花巻に移り住んだ画家・寺島貞志。人々の暮らしや花巻風景など、戦後に描かれた作品の数々を紹介します。
花巻市博物館 (☎32-1030)	及川全三と岩手のホームスパン 及川全三のホームスパン工芸への取り組みや、民藝運動を起こした柳宗悦との交流などについて所蔵資料と共に紹介します。
総合文化財センター (☎29-4567)	大迫の歴史をつくった先人たち 中世から近代にかけて、大迫のまちづくりを支えた先人たちの足跡を紹介します。
高村光太郎記念館 (☎28-3012)	高村光太郎・書の世界 高村光太郎にとって「第三の芸術」ともいわれる「書」を通じて、花巻太田村時代の造形作家としての足跡を紹介します。

さらに、開催館5館全てと次の協賛館のうち1館のスタンプを集めた人に、追加で記念品を差し上げます。

▽協賛館 宮沢賢治記念館、宮沢賢治イーハトーブ館、宮沢賢治童話村、南部杜氏伝承館、石鳥谷歴史民俗資料館、石鳥谷農業伝承館、早池峰と賢治の展示館

◆バスツアー

共同企画展の開催館5館をバスで巡ります。

▽期日 ①12月14日(木)②平成30

年1月12日(金)
▽時間 午前9時～午後4時30分
▽集合場所 まなび学園
▽定員 各回30人(抽選)
▽参加料・入館料 無料(昼食は自己負担)
▽申込期限 12月1日(金)

「問い合わせ・バスツアーの申し込み」

本庁生涯学習課
(☎24-2111 内線418)

お答えします。マイナンバーのあれこれ

市民の皆さんからお問い合わせが多い、マイナンバーに関する質問を紹介します。

Q 書類にマイナンバーを記入して提出する必要がありますのですが、マイナンバーの確認方法を教えてください。

A 平成27年10月以降、郵便でお届けしたマイナンバーの通知カードに記載されています。マイナンバーカードを取得した人は、カードにマイナンバーが記載され

ています。

そのほか、本庁市民登録課および各総合支所市民生活係(以下、市役所窓口)で、マイナンバーが記載された住民票を取得できます。

Q マイナンバーの通知カードを紛失してしまいました。再交付を受けるにはどうすればいいですか？

A 市役所窓口で「紛失届」と「再交付申請」の手続きを行ってください。手続きには、運転免許証

▼マイナンバーの通知カード



◀マイナンバーカード



などの本人確認書類と再交付手数料500円が必要です。

※自宅以外で紛失された場合は、警察署への遺失届が必要です。遺失届の受理番号は、紛失届に記入していただきますので、控えておいてください

*マイナンバーカードの新規発行は無料です。申請方法など詳しくは左記へお問い合わせください。

住民基本台帳カードで
国税の電子申告(e-TAX)を利用される人へ

住民基本台帳カードに格納された電子証明書の有効期限(発効日から3年)は、カードに記載されているカード自体の有効期限とは異なります。電子証明書の有効期限が切れてしまうと、e-TAXが利用できなくなりますのでご注意ください。

引き続き利用される場合は、新たにマイナンバーカードを取得する必要があります。

マイナンバーカードは、申請から交付までに1カ月半程度期間を要しますので、余裕を持って申請手続きをしてください。

【問い合わせ】
本庁市民登録課(☎24-2111
内線4009)

『気のゆるみ 一杯だけが 命取り』 12月1日～10日は冬の交通事故防止県民運動

冬季は、積雪や凍結による道路環境の悪化に伴い、交通事故の多発が懸念されます。交通ルールの順守と交通マナーを実践し、交通事故に遭わないようにしましょう。

- 重点項目 ▷冬道用タイヤ装着の徹底▷飲酒運転の根絶▷スピードダウンの徹底▷反射材用品などの着用推進
- 問い合わせ 本庁市民生活総合相談センター(☎24-2111内線253)